

高等専門学校機関別認証評価 改善状況報告書

高等専門学校名：弓削商船高等専門学校

評価実施年度：令和2年度

対象となる基準	基準 1
指定改善事項	学校教育法第 109 条の趣旨に沿って、令和 2 年 7 月 16 日に制定された「弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針 別表」に沿った自己点検・評価の実施とその公表がされていない。(観点 1-1-②)
対応状況	<p>「弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針別表」に則り、学内の各組織における高等専門学校評価基準(機関別認証評価)に準じた事項の自己点検・評価を実施した。また、その結果を「令和 2 年度自己点検・評価報告書」へ記載し、本校HPにて公表した。(令和 3 年 1 1 月)</p> <p>【根拠資料・データ】 資料 1-01_自己点検・評価報告書 HP 掲載ページ画像 (https://www.yuge.ac.jp/disclosure/self) 資料 1-02_令和 2 年度自己点検・評価報告書</p>

- (注) 1. 機構で受けた高等専門学校機関別認証評価における指定改善事項の対応状況について、記入してください。
2. 「指定改善事項」には、評価報告書の「Ⅱ 基準ごとの評価」の【改善を要する点】に記載された内容をそのまま転記してください。
3. 「対応状況」には、「改善を要する点」として指摘された事項に対する改善の取組について、現在の状況を記入してください。
また、根拠となる資料・データ等に、資料番号、資料の名称、出典を記載し、別添として添付してください。
根拠となる資料・データ等の資料名称は、≪資料“基準の番号(半角)”-“通し番号(半角2桁)”_“資料名称”≫としてください。また、同じ基準内に複数の指定改善事項がある場合は、基準内を通して番号を付してください。
4. 欄が不足する場合は、追加の上、提出ください。

弓船専企第69号
令和5年2月17日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長
福田 秀樹 様

独立行政法人国立高等専門学校機構
弓削商船高等専門学校長
石田 邦光
【公印省略】

高等専門学校機関別認証評価指定改善事項に係る
評価結果への追記事項（案）について（回答）

このことについて、別紙のとおり修正を希望します。つきましては、追加資料を提出いたしますので、改めて審査のほどよろしくお願いいたします。

記

【追加資料】

- 1 令和2年度自己点検・評価実施依頼に係る資料一式
- 2 令和2年度自己点検・評価報告書（案）に係る自己点検・評価委員会での審議資料一式
- 3 自己点検・評価委員会における審議結果の運営委員会への報告資料一式

（お問い合わせ先）

〒794-2593

愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 1000 番地

独立行政法人国立高等専門学校機構

弓削商船高等専門学校企画広報室企画係

TEL : 0897-77-4613 FAX : 0897-77-4691

E-mail : kikaku@yuge.ac.jp

【弓削商船高等専門学校】

(別紙)

No.	指定改善事項 (対象基準)	評価委員会での審議結果	評価結果への 追記事項 (案)
1	学校教育法第 109 条の趣旨に沿って、令和 2 年 7 月 16 日に制定された「弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針 別表」に沿った自己点検・評価の実施とその公表がされていない。	「学校教育法第 109 条の趣旨に沿って、令和 2 年 7 月 16 日に制定された「弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針 別表」に沿った自己点検・評価の実施とその公表がされていない。」について、自己点検・報告書は公表されているものの、「弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針 別表」に沿った自己点検・評価が実施されていることが確認できない。	(追記なし)

(1) 該当箇所

評価委員会での審議結果、「「弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針 別表」に沿った自己点検・評価が実施されていることが確認できない。」の部分。

(2) 意見

追加資料を提出するので、自己点検・評価が実施されている旨文言の修正をお願いしたい。

(3) 理由

「弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針 別紙」に沿って、自己点検・評価委員会及び運営委員会において自己点検・評価を実施しているため。